

ご安全にニュース

令和5年 春号

編集・発行 ㈱辻安全サービスセンター
創刊 1980年(昭和55年)年4回 春・夏・秋・冬

facebook (会社) facebook.com/tsujianzen
facebook (個人) facebook.com/taro.tsuji2
Ameba (ブログ) amebio.jp/anzenya/
twitter (ツイッター) twitter.com/tsujianzen

①	たったひとことが 頭にきたひとこと。うれしかったひとこと。
②	交通安全 SDカードの推進・活用
③	企業内交通安全教育 「自己診断」 「法令改正」
④	労働基準法 ^{さぶろく} ・36協定の正しい知識 愛知労働局の指導・処理・処分・結果
⑤	先輩と新人 ここが気になる リーダーから聴いたことば
⑥	安全活動の基本(安全習慣)と 組織活動の技術
⑦	(株)辻安全サービスセンター業務案内

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から

職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大されます! 厚生労働省

労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(以下「職長等」という)に対し、安全衛生教育(以下「職長教育」という)を行わなければならないとされています。

※ 令和5年4月1日から、労働安全衛生法施行令第19条で定める業種に、以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりますので、ご注意ください。

【追加業種】 食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業(日本標準産業分類の「中分類09食料品製造業」に該当する業種)が職長教育の対象となります。



- 理念**
- 働く人の生命を、守る。
 - 労災死亡事故を、ゼロにする。
 - 安全リーダーを、応援する。

ご安全にニュース



Human Potential Movement
 安全協議会のプランニングから目標達成まで
 安全用品・保護具・標識・防火機材の開発
 株式会社 安全サービスセンター
 〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
 TEL (0567)52-3755 FAX (0567)52-3757



人の心を暖める

たった一言が

人の心を傷つける

たった一言が



ご安全に

安全協議会

安全協議会

安全協議会

人間は信用されると実力がでる

広辞苑より

- * ほめる.....他の人より特にすぐれている事を認める!
- * 社交辞令.....つきあいの上でほめる。
- * お世辞.....人の気をそらさぬうまいちぶり。

安全衛生協議会

各所

- 働く人の生命を、守る。
- 労災死亡事故を、ゼロにする
- 安全リーダーを、応援する。

ご安全に ニュース



Human Potential Movement
 安全協議会のプランニングから目標達成まで
 安全用品・保護具・標識・防火機材の開発
 株式会社 安全サービスセンター
 〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
 TEL (0567)52-3755 FAX (0567)52-3757

“113人に聞きました” 現場安全リーダーの声



「うれしかったひとこと」「一日中やる気がでた!」

- 良く仕事が出来た
- 元気だなあ
- 君にまかせる
- まかせる
- 考えてやってるなア
- よくできました
- よくやった
- まかしとけば安心だ!
- よくやれたな、頑張れよ
- 良く出来る
- さすがよくやった
- お前にまかせたぞ!
- 気をつけて頑張って下さい
- よくやった
- やってくれるか
- ●君にまかせた
- ●まかせたぞ
- ●がんばれよ
- ●よくガンバツタ
- ●やってくれよ
- ●すべてまかせたから好きなように
- ●大変だろうが頑張って下さい
- ●良くやった
- ●ありがとう
- ●やれ
- ●一緒にがんばろう
- ●よくまとめている
- ●有りがとう
- ●君の責任でやってくれよ
- ●お互いがんばろう
- ●よくやった
- ●どうも有難う
- ●あなたのお陰です
- ●●任せた
- ●●おーガンバツとなる
- ●●よくやっているな
- ●●よくできたね!
- ●●有難う
- ●●おまえにまかせた
- ●●うまいことたのむ
- ●●たのんだよ
- ●●君にしか出来ない、たのんだよ!
- ●●頼む
- ●●「君に頼むよ」
- ●●出来る人
- ●●さすがー
- ●●うまいことたのむ
- ●●たのんだよ
- ●●君にしか出来ない、たのんだよ!
- ●●良い出来
- ●●手落がないなあ
- ●●頼む
- ●●「君に頼むよ」
- ●●失敗してもいいからやってみろ
- ●●宜しく御願いしたい
- ●●おねがいします
- ●●お前でないか解決しない
- ●●すまなんだな!!
- ●●御苦労さん
- ●●おつかれさん
- ●●御苦労様
- ●●ごころうさん
- ●●御苦労さんでした
- ●●ごころうさん
- ●●どうもありがとうございました
- ●●御苦労さまでした
- ●●ゴクローサン
- ●●毎日御苦労様、お疲れ様
- ●●御苦労様
- ●●やる気十分
- ●●元気がいいな
- ●●がんばってるな
- ●●がんばっているね
- ●●期待している
- ●●責任感ある
- ●●顔がいいなー
- ●●いつも顔色いいネー
- ●●笑顔でよく頑張ったね!!
- ●●と言われた時
- ●●しょうずだなー
- ●●自分の行く所で上司がほめる
- ●●嬉しかった
- ●●元気
- ●●家族元気かい
- ●●わかった
- ●●仕事をお願いするとすぐやってくれる
- ●●よくわかった(理解度)
- ●●大変だったね
- ●●お陰で助かった
- ●●何とかやってくれ
- ●●忙しい所すまんがこれをやって下さい
- ●●気が付かないかと思つたがスミまで気がついたね
- ●●お早ようございます

「頭にきたひとこと」「やる気がなくなった!」

- あほかお前は
- 頭をつかえ
- おまえ頭悪いなあ
- 考える
- バカアホーか
- ばかやろう
- ばか
- 馬鹿だな
- バカ
- アホー
- 馬鹿
- ●こんなことも知らんのか
- ●まだ出来んのか
- ●やる気あるのか?
- ●そんな言い方あるか
- ●こんな事知らないのか?
- ●そんなことも知らないのか
- ●バカヤロウ、コレモシランノカ
- ●何やってんだ
- ●間違いなど “何をやってるのや”!!
- ●こんなこともできないのか
- ●しっかりやってるのか
- ●おまえ、何やってんだ!!
- ●もう少しガンバツてくれ
- ●こんな事も満足にできないのか
- ●いい年こいて
- ●やる気あるのか
- ●今日の作業なにやった
- ●そんなことくらいわからないのか
- ●たったそれだけしか(仕事)できないのか!
- ●何をやってたのか!
- ●お前はやっているのか
- ●お前なにしてる
- ●何やっている
- ●●何やっとなる
- ●お前にまかせてあるがや
- ●なにやっとなるだ
- ●やるきあるか
- ●やる気がない
- ●～だから仕方がない、しょうがない
- ●だいたいぶだ
- ●無視(返答なし)
- ●やる気がない(やりたくない)
- ●関係ないよ
- ●知らない(関係なし)
- ●かっさにしたら
- ●わしゃしらんがや
- ●出来ません
- ●横のつながりが無いぞ
- ●色々打合せした事が無視された
- ●権限がないだろう
- ●勝つてにそつちでやって下さい
- ●●おまえじゃ無理だな
- ●いいからまあ聞け
- ●日頃なにをしてる
- ●もっと積極性を持って
- ●仕事に余裕がある
- ●指示した事に対し、まだやってません
- ●間近に会って挨拶のないとき
- ●まちがっているよ
- ●作業の進行状況
- ●言いわけ
- ●こまかなこと
- ●早くせよ
- ●何やってんだ
- ●早くしろ
- ●●さつとやれ
- ●おそいなー
- ●ヤツチヨルカ
- ●だめな奴だな
- ●役たたづ
- ●●帰れ
- ●気がみじかい
- ●たるんどる
- ●間違ってるよ
- ●批判された時
- ●「へたくそ」
- ●段どり悪いぞ
- ●段取が悪い
- ●だん取が悪い
- ●片付のしかたが悪い
- ●知恵のない工事をしとる

すばらしい人

すばらしい仕事

すばらしい会社

あいさつのすばらしい人		ユニホームのきまつてる人		道具の片づけがしっかりしている人		みんなから信頼されているリーダー	
名前		名前		名前		名前	

■みんなでやろう、ほめ探し

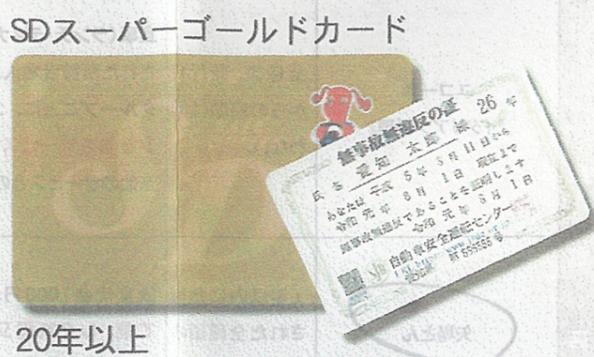
業種	企業名	優遇対象	優遇内容	問い合わせ
遺品・生前整理	大橋運輸株式会社	1年以内に発行された全種類のSDカード (愛知県内にお住まいの方に限る)	車両運賃 10%割引又は 不用品買取価格 10%割増の いずれか。(消費税を除く) 詳細は、ホームページ https://www.0084.co.jp で確認	☎(0561) 82-0084 ☎(0120) 015-084
		ナガシマスパーランド (長島温泉)	満あみの島・遊園地共通入場券 遊園地入場券 一般料金から 100円割引 ※本人を含め家族5名まで 適用 ※窓口でSDカード提示 ※他の割引との併用及びジャ ンボ海水プール、パスポ ートの料金割引不可	☎(0594) 45-1111
		1年以内に発行された全種類のSDカード		
レジャーランド	名古屋 フィルハーモニー	1年以内に発行された全種類のSDカード	入場券は名フィル事務局でSD カードを提示して購入 ※主な主催演奏会のS席から B席を10%割引	☎(052) 322-2774
		冠婚葬祭	養儀会館ティア	SDカードを提示して葬儀の 全種類、発行日 からの期間は問 わない。 提携法人・団体会員割引の 特典を適用

SDカード特典の詳細は ホームページをご覧ください

自動車安全運転センターホームページ
<https://www.jsdc.or.jp/>



SDカードは
5種類!



SJD 安全運転をつくろう
自動車安全運転センター愛知県事務所
〒468-8537 名古屋市天白区平針南3丁目605番地
愛知県警察本部運転免許試験場内
TEL(052)805-0625 FAX(052)806-2580

SAFE DRIVER SDカード

の特典



自動車安全運転センターでは、「無事故・無違反証明書」または「運転記録証明書」を申し込まれた方に対し、無事故・無違反の期間が1年以上ある方は、その年数により色分けされたSDカードを、証明書に添えて贈呈しています。

SDワンダくん

全国の優遇店の一例

ホテル/旅館

小川屋・水明館・望川館・ホテル浦島・鳥羽国際ホテル・賢島宝生苑 など

レジャー

琵琶湖汽船(株)・長良川の鵜飼観覧船・世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ・富士急ハイランド・東映太秦映画村・伊賀の里モクモク手づくりファーム など

SDカード優遇店一覧表

下記以外にも全国で約25,000店舗のSDカード優遇店があります。

都合により契約解除や料金変更など内容が変更になる場合がありますので、ご利用前にご確認下さい。

(令和4年10月現在)

業種	企業名	優遇対象	優遇内容	問い合わせ
ホテル・旅館	ホテル法華クラブグループ (全国15ヶ所)	3年以内に発行された全種類のSDカード	基本宿泊料金から 10%割引 (日本橋・八丁堀は525円割引)	東京都中央区日本橋 茅場町1-13-21 第3山万ビル6階 ☎(03)3249-3303
	スターツリゾート㈱ ホテルエミオン東京ベイ	1年以内に発行された全種類のSDカード	宿泊料金の 10%割引	千葉県 浦安市日の出1-1-1 ☎(047)304-2727
店舗	キクチメガネ	1年以内に発行された全種類のSDカード	メガネフレーム・レンズ、コンタクトレンズの 10%割引 ※特別セール品を除く ※他の優待との併用不可	愛知・岐阜・三重県内のキクチメガネ店
	㈱ビジョンメガネ	3年以内に発行された全種類のSDカード	メガネ、補聴器 10%割引 コンタクトレンズ 5%割引	各店舗
	万勝		新規会員登録料 (1,000円) 及び更新手数料を無料	☎(052)204-1147
	洋服の青山	1年以内に発行された全種類のSDカード	店頭販売価格の 5%割引 ※原則現金払い、他の割引特典との併用不可	各店舗
	はるやま		店頭販売価格の 10%割引 ※他の割引特典との併用不可	各店舗
	AOKI	5年以内に発行された全種類のSDカード	店頭販売価格の 5%割引 ※原則現金払い、他の割引特典との併用不可	各店舗

業種	企業名	優遇対象	優遇内容	問い合わせ
飲食店	札幌 かに本家 (愛知県下7店舗)	1年以内に発行された全種類のSDカード	現金支払のみ 飲食代金の 5%割引 ※他の割引券・特典との併用不可 ※12月1日から1月5日は利用不可 ※栄中央店の洞窟ランチ・洞窟ビアホールは利用不可	名古屋駅前店 金山店 八事店 太田川駅前店 岡崎店 豊田城店 栄中央店
	ユコーネ (イタリアン料理)	全種類、発行日からの期間は問わない。	食事(ランチ・ディナーを注文)された所持者本人が提示したグループごとに、 クロワッサン5個をサービス する。 ※他のサービスとの併用不可	☎(0586)76-7337
	矢場とん	1年以内に発行された全種類のSDカード	飲食代金1,000円以上で、 どて煮、しぐれ煮又は肉みその内1点プレゼント	愛知県内各店舗
	上海小籠包 上海スライス	3年以内に発行された全種類のSDカード	飲食代金の 5%割引	各店舗
マイカーローン	養老乃瀧堀田店	1年以内に発行された全種類のSDカード	生ビール中ジョッキ、レモンサワー中、ハイボール並、ソフトドリンクの内いずれか1杯をサービス ※他のサービスとの併用不可 ※注文時にSDカードを提示	養老乃瀧堀田店 ☎(052)811-4800
	中京銀行	1年以内に発行された全種類のSDカード	マイカーローンの 金利優遇 0.2% 限度額1,000万円、返済期間10年 ※優遇内容は店舗に確認のこと	☎(0120)069-691
自動車板金塗装修理など	DRPネットワーク	5年以内に発行された全種類のSDカード	板金塗装修理する際の修理工賃の 10%割引 ※保険、共済使用は不可 ※他の優待割引等との併用不可	愛知県内事業所

業種	企業名	優遇対象	優遇内容	問い合わせ
自動車用品販売	イエローハット	1年以内に発行された全種類のSDカード	イエローハットオイル&ポイントカードの 入会金を半額 ※既会員及び会員資格喪失者を除く ※次年度以降の更新料を除く	県内各店舗
	トヨタレンタカー 全国店舗		基本使用料金の 5%割引 ※一部割引対象外あり	トヨタレンタカー 予約センター ☎(0800)7000-111
レンタカー	トヨタレンタリース 愛知	1年以内に発行された全種類のSDカード	基本料金の 5%割引 ※営業所でSDカードを提示 ※企画商品は除外	愛知県内各営業所
	トヨタレンタリース 名古屋		国産車・輸入車ともに基本料金の 30%割引 ※輸入車はクレジットカード精算に限る。 ※除外商品あり	☎(0120)099-489
	バジェット・レンタカー			
引越	アート引越センター		基本料金の 20%割引 ※他のサービスとの併用不可	コールセンター ☎(0120)0123-05
	アリスマークの引越社	1年以内に発行された全種類のSDカード	引越基本料金の 20%引 (運賃を除く)訪問見積時にお引越しお役立ちグッズプレゼント等。 ※ご予約時にSDカード特典利用を申出	コールセンター ☎(0120)04-2626
	サカイ引越センター		20%以上割引 見積時お米1kgプレゼント。 梱包資料無料(数量はご家財量による)。	☎(0120)00-1141

2022年4月1日（及び2022年10月1日）より道交法施行規則が改正され、
飲酒運転防止に対する会社の取り組み（義務）が強化されます

従来より、一定数以上の自動車を業務に使用する使用者は、道交法の定めにより安全運転管理者を選任し、自動車の安全運転に必要な業務を行わせなければならぬとされてきましたが、これについて、昨年（2021年）6月、千葉県八街市において飲酒運転の大型トラック（白ナンバー）が業務中に小学生の列に突っ込み児童5人を死傷するという事件が起きたことを受けて、（従来の制度は白ナンバーに対する酒気帯びのチェック体制が、緑ナンバーに比べて甘かったこともあり）2022年4月より道交法施行規則が改正され、安全運転管理者制度における白ナンバーに対する酒気帯びのチェック体制（安全運転管理者の業務）の強化が段階的に図られることになりましたので、以下でその概要をご説明します。

(1) 安全運転管理者の選任 **届出。**

台数のカウント及び安全運転管理者の選任は、会社全体ではなく事業所単位！

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。（**社有車**）
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

（**会社の仕事で使用する車**）

その他の自動車5台以上

※自動車二輪車（原動機付自転車を除く）は1台を0.5台として計算



乗車定員が11人以上の自動車1台以上



(2) 酒気帯びのチェックに関する安全運転管理者の業務と改正 (追加) 点

◇ 従来

・ 運転業務に就く運転者に対して、運転前に酒気帯びの有無を点呼等により確認すること

◇ 2022年4月1日施行の改正 (追加) 点

※改正 (追加) 点は二重線部分

・ 運転業務に就く運転者に対して、運転前及び運転後に酒気帯びの有無を目視等により確認すること
・ 上記のチェックの記録を1年間保存すること

◇ 2022年10月1日施行の改正 (追加) 点

※改正 (追加) 点は二重線部分

・ 運転業務に就く運転者に対して、運転前及び運転後に酒気帯びの有無を目視等及びアルコール検知器（国家公安委員会が定めるもの）を用いて確認すること

・ 上記のチェックの記録を1年間保存するとともに、アルコール検知器を常時有効に保持すること

(3) Q&A

Q：酒気帯びのチェックは必ず安全運転管理者が行わなければならないのでしょうか？

A：原則的にはそうなりますが、安全運転管理者の不在時等によりそれが困難である場合には、「副安全管理者」または「安全運転管理者の業務を補助する者」がチェックを行っても差し支えないということになっています。

Q：運転業務に就く従業員が直行あるいは直帰する場合、酒気帯びの目視等のチェックはどのように行えば良いですか？

A：酒気帯びのチェックは対面で行うのが原則となりますが、直行または直帰する場合等であってそれが困難な場合には、例えば運転者にアルコール検知器を携行させた上で、

- ① カメラ、モニター等によって運転者の顔色や応答の声の調子、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② ①のような機器による目視でのチェックが難しい場合は）携帯電話等による直接対話で、運転者の応答の声の調子やアルコール検知器による測定結果を確認する方法も認められています。

Q：業務には使用せず従業員の通勤にのみ使用している社有車は、台数のカウントに含まれますか？

A：含まれません。基準となるのは名義ではなくあくまでも「業務に使用しているか」です。一方で、社員個人のマイカーであっても、それを業務に使用させている場合は台数のカウントに含まれます。

Q：国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは具体的にどのようなものですか？

A：「酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わない」となっていますので、一般に流通しているオーソドックスな検知器で問題ありません。

安全運転 自己診断 (5点法×20問=100点)

名前	免許取得年	あなたの無事故歴			年
生年月日 年 月 日	令和 平成 昭和	年 年 年	有効期日	年 月 日まで	点数
A 車に乗る前、発車する前に行っていること					
① 行先までのコース、時間を頭の中で再確認している					
② これから必要な持物を確認してからスタートしている					
③ 車のまわりにぶつかりそうな物や人がないかを確認している					
④ 道路工事情報・渋滞情報などを意識している					
⑤ 到着時間に余裕がでるように出発している					
⑥ 出発前に「バタバタ」と用事をしないようにしている					
A の合計点数					
B 運転中の行動					
① 徐行場所は時速10Km以下で走行している					
② 一旦停止の場所は1秒以上止まって安全確認をしている					
③ トラックの後は信号が見えないのでなるべく避けている					
④ 高速道路ではできる限り走行車線を走っている					
⑤ 運転中、携帯電話は使わない様にしている(着、発信 共に)					
⑥ 雨の日はいつもより10Km位スピードを控えて走っている					
⑦ 「イラっと」する出来事がおきても、気持ちを抑えるようにしている					
⑧ 左折はサイドミラーを見て自転車とバイクに注意している					
⑨ 出来る限り広い道、幹線道路を走るようにしている					
⑩ スモールランプは日没30分前、曇り、雨の日も早めにつけている					
⑪ 車間距離は充分とるようにしている					
⑫ 運転中の判断時「行くか!」「まああわてずに行くか・」は「あわてず」を選択している					
* (黄信号への進入 / 駐車場から本線への合流時 / 交差点での右折時) など					
B の合計点数					
C 運転席から降りる時、降りた後やっていること					
① パーキングとサイドブレーキの確認をして運転席を出る					
② 後方確認してから車を降りるようにしている					
C の合計点数					
合計点数(A+B+C)					

無災害・無事故(交通事故)を達成する

集中力

- ① 危険を想像する力
- ② 自分の行動に気づく力
- ③ 予防、防衛を考える力

* 夢中と集中の違い

夢中・・・ひとつの事しか考えないで行動する (子供)
 集中・・・広く深く考えて行動する (大人)

行動力

- 心の姿!**
- ① あわてない 1秒 スタートする前の深呼吸
 - ② あせらない 2秒 車間距離は2秒空ける
 - ③ 相手を見る 3秒 右、左折時3秒ゆっくりと
- 知識レベル。**
テクニック!

* 加害者、被害者にならない 安全、安心運転技術



安全に

36

協定を届出されていますか？

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）をご存じですか？

Start

① 「時間外労働」または「休日労働」が
ある（今後、あるかもしれない） ない

② 「36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）」を
届出ている 届出していない

「時間外労働」または「休日労働」を行う場合、
事前に、「36協定」を労働基準監督署へ届出する必要があります。

時間外労働
○ 法定労働時間【原則：週40時間※・1日8時間】を超える労働
※例外…週44時間・1日8時間
労働者10人未満の
商業、映画・演劇業（映画製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日労働
○ 法定休日【原則：週1日】の労働（法定休日を確保できない）

36協定届の書き方
など



36協定の届出をしないで、
時間外労働や休日労働を行うと、
労働基準法違反になります。

「36協定」の届出方法
が分からない...

無料相談

愛知働き方改革推進支援センターでは、
36協定の届出方法などの相談に対応します。

愛知働き方改革センター と 検索

※ 愛知働き方改革推進支援センターは、愛知労働局から委託された公的支援機関です。

一般社団法人 名北労働基準協会

令和3年の愛知労働局における監督指導、申告処理及び司法処分の状況について

愛知労働局労働基準部監督課

愛知労働局（局長 代田 雅彦）は県内の14労働基準監督署（支署）が令和3年に実施した監督指導（※1）の実施結果、申告処理（※2）状況及び司法処分（※3）状況を以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局においては、本年度も、各種情報から違法な長時間労働、賃金不払残業など労働基準関係法令の違反が疑われる事業場や労働災害の増加傾向が認められる業種の事業場などに対して適正に監督指導を実施し、是正を図ってまいります。また、解雇、賃金不払等の事案について、早期の解決を図るため、優先的に処理を行い、必要な指導を行うとともに、重大・悪質な事案については司法処分とします。

- （※1）監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立ち入り、調査・指導を行うこと。
- （※2）申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働基準関係法令違反の事実を申し立て（申告）、これを契機に労働基準監督官が事業場に立ち入り又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより是正を図らせること。
- （※3）司法処分とは、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、重大・悪質な法令違反に対して、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検すること。

（表1）業種別の状況 (件)

主な業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数(違反率)
全業種	6,700件	4,004件(59.8%)
商業	940件	588件(62.6%)
製造業	1,883件	1,288件(68.4%)
保健衛生業	467件	301件(64.5%)
接客娯楽業	411件	246件(59.9%)
建設業	1,733件	837件(48.3%)
運送業	262件	172件(65.6%)

（注1）主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。

（表2）違反件数が多い主な違反内容 <典型的な事例>

違反内容	
① 労働時間・休日	違反件数:1,178件(監督指導実施件数に対する割合:17.6%) 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を所轄の労働基準監督署に届出ることなく、労働者に法定労働時間・休日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。また、36協定を届出ているものの、協定した延長時間・休日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。
② 安全基準	違反件数:987件(監督指導実施件数に対する割合:14.7%) 労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。また、高さが2m以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないもの。
③ 割増賃金	違反件数:726件(監督指導実施件数に対する割合:10.8%) 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。本来、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。
④ 年次有給休暇	違反件数:629件(監督指導実施件数に対する割合:9.4%) 年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、基準日から1年以内の期間に、5日以上の年次有給休暇を取得させていないもの。
⑤ 健康診断	違反件数:463件(監督指導実施件数に対する割合:6.9%) 常時使用する労働者に対して、1年以内毎に1回、定期健康診断を実施していないもの。深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び6月以内毎に1回、定期に、健康診断を実施していないもの。
⑥ 労働条件の明示	違反件数:411件(監督指導実施件数に対する割合:6.1%) 労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面(労働条件通知書)で交付するなどの方法で明示していないもの。

「労働時間・休日」が法令違反の2割弱を占めトップ

愛知労働局監督課

令和3年の愛知労働局における監督指導、申告処理及び司法処分の状況

サロウク 「36協定」

事業主・労働者の皆さまへ

労働基準法

労働基準法

昭和三十一年法律第九号

最新改正 平成七年五月九日法律第三号

注 平成二七年五月九日法律第三号による改正は、平成二八年四月一日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を点線で囲って登載した。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行

政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」とい

う)又は前条の休日(以下この項において「休日」という)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間

を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長

は、一日について二時間を超えてはならない。② 厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の

延長の限度、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の

過半数を定めることができる。③ 第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内

容が前項の基準に適合したものであるようにしなければならない。④ 行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の

協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導

を行うことができる。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十二条又は前条第二

項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働

日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内それぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一個月に

いて六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃

金を支払わなければならない。② 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日

の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。③ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で

組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないとき

は労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増

賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支

払われる休暇(第三十九条の規定による有給休暇を除く。)を厚生労働省令で定めるところに

より与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者

の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものと

して厚生労働省令で定める時間の労働について、同項ただし書の規定による割増賃金を支払

うことを要しない。④ 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合において

は、その定める地域又は期間については午後十時から午前六時まで)の間に労働させ

た場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分

以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金

には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

労働安全衛生法

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

△罰則 一 第四項違反 五百円以下の罰金(法三〇(二)(二) 同罰規定)

(時間計算)

第三十八条 労働時間は、事業場を異にする場合

においても、労働時間に関する規定の適用については連算する。② 坑内労働については、労働者が坑口に入った

時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合において、

第三十八条の二 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合にお

いて、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務

を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当

該業務に関して、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる

時間労働したものとみなす。② 前項ただし書の場において、当該業務に関

し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の

過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があ

るときは、その協定で定める時間を同項ただし書の当該業務の遂行に通常必要とされる時間と

し、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。③ 使用者は、厚生労働省令で定めるところによ

り、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。④ 行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の

協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導

を行うことができる。

(労働時間等に関する規定の適用除外)

第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定

める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用

しない。一 別表第一第六号(林業を除く。)又は第七

号に掲げる事業に従事する者

二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理

の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用

者が行政官庁の許可を受けたもの

第三章 賃金

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その

全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は

厚生労働省令で定める賃金について雇主が支払

する方法で厚生労働省令で定めるところによる場合

においては、通貨以外のものを支払い、また、法

令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある

ときはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合がないときは労働者の過半数を代表

する者との書面による協定がある場合において、賃金の一部を控除して支払うことができ

る。② 賃金は、毎月一回以上、一定の期日をもって支払わなければならない。ただし、臨時に支払

われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において

「臨時の賃金」といふ)については、この限りでない。

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除

き一週間に於いて四十時間を超えて、労働させ

てはならない。② 使用者は、一週間の各日については、労働者

に、休憩時間を除き一日に於いて八時間を超えて、労働させてはならない。

先輩と新人 お互いのここが気になる！

新人に
聞いた

「改めてほしい先輩の言動」

- | | | |
|---|---------------------------|------|
| ① | あいさつをしたらきちんと返して | 531票 |
| ② | 機嫌が悪いと口調が荒くなるのは止めて | 409票 |
| ③ | 指示はこまめに出して | 342票 |
| ④ | 飲み会はだらだら続けず、終わり時間を決めて | 311票 |
| ④ | 日々の業務の意味や目的をきちんと説明して | 311票 |
| ⑥ | 「ゆとり世代」とレッテルを張らないで | 302票 |
| ⑦ | カラオケや一発芸の強要はやめて | 301票 |
| ⑧ | 「1度教えたでしょう」という態度で接するのはやめて | 292票 |
| ⑨ | 情報はきちんと共有して | 273票 |
| ⑩ | 先輩同士の悪口を吹き込まないで | 267票 |
| ⑪ | 「昔は～」と過去と比較しないで | 248票 |
| ⑫ | あまりプライベートをせんさくしないで | 247票 |
| ⑫ | しかるときは遠慮せずきちんとしかって | 247票 |
| ⑭ | 職場の行事への参加を強要しないで | 239票 |
| ⑮ | 上司・先輩でも間違ったときは認めて | 230票 |

先輩社員に
聞いた

「気になる新人の言動」

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| ① | メモを取らずに同じことを何度も聞く | 502票 |
| ② | あいさつがきちんとできない | 435票 |
| ③ | 指示待ちで言われたことしかやらない | 430票 |
| ④ | 雑用を率先してやろうとしない | 350票 |
| ⑤ | 同じミスを何度も繰り返す | 324票 |
| ⑥ | 注意するとふてくされた態度をとる | 307票 |
| ⑦ | ハウレンソウ(報告、連絡、相談)ができない | 247票 |
| ⑧ | 敬語がうまく使えない | 233票 |
| ⑨ | 感情表現に乏しい | 213票 |
| ⑩ | 注意をしてもどこかひとごとでいる | 209票 |
| ⑪ | 知識もないのに自分で判断する | 198票 |
| ⑫ | 仕事の優先順位が付けられず、抱え込んでパニックになる | 187票 |
| ⑫ | チャレンジ精神に欠ける | 187票 |
| ⑭ | 勤務時間中に携帯をいじる | 181票 |
| ⑮ | 自己主張が強い | 174票 |

リーダーから聞いたことば



株式会社

安全サービスセンター
〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL (0567)52-3755 FAX (0567)52-3757

Human Potential Movement
安全協議会のプランニングから目標達成まで
安全用品・保護具・標識・防火機材の開発

「嘘言の人様はさういふ」

建設業
M.安全課長
60才

・約束の時間を守らない人は信用しない。
そういう人間とは大事な約束はしない。

・あと片づけのできない者には金を貸すな。

- ・履物を揃える人には 100万貸す
- ・台所がきれいな家には 300万貸す
- ・トイレがきれいなお客には 500万貸す

・人の悪口をしゃべる人には相づちをしない。
相づちは共犯者と思われる危険がある。

臨床心理士
産業カウンセラー
T氏 57才

・話し方の訓練は聴き方の勉強です。

話し方教室
M先生

・イヤな客の3要素 (いさみ足)

1. いばる客
2. さわる客
3. 身の上ばなしを聞きたがる客

居酒屋のママ

・人間は信頼し合うことが大切だ。
但し 人間の行動は信用するな。

商社
K社長
60才

・人の年令を7掛けで考えるとよい。
成人式を30才でやればよい。
自分の年令を7掛ではげましてやれ

建材メーカー
T社長
70才

・言い訳する人間は管理職にするな。
部下を育てる、成長を喜べる人をリーダーにする

運輸業
I専務
55才

・管理職は3日間休みなさい。
それが出来る上司は部下が成長する。

経営コンサル
K師 81才

・経営トップは希望を熱く語れ。
希望は人をやる気にする原動力だから

社会保険労務士
建設業社長
S師 70才

・自分で自分をほめてやりたい

有森 祐子

安全習慣

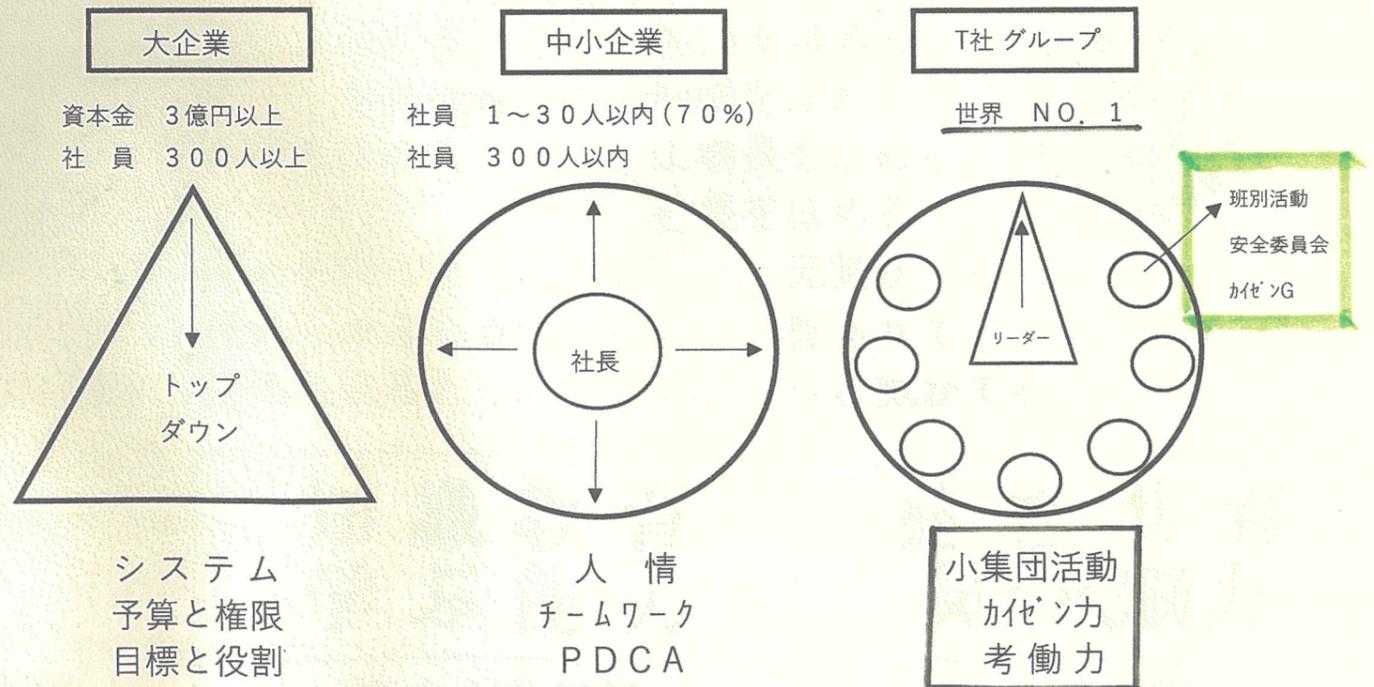
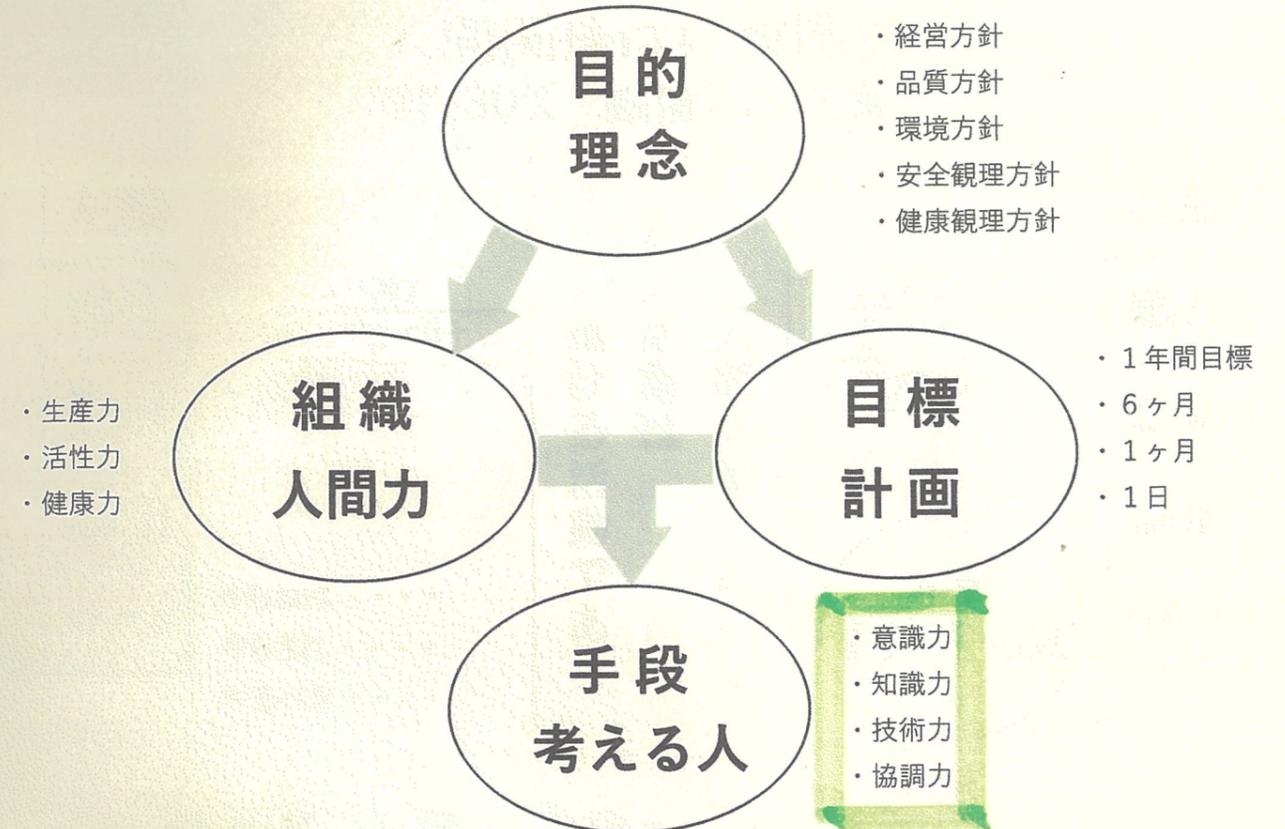
(意識 + 知識 = 行動)

人の話を聴く習慣

話しする習慣

考える習慣

組織 & 人間力



※ トヨタ語録 3現主義
1. 現場を診る 2. 現物を見る 3. 現実を観る

※ 鎌田勝語録
○ 分ければ解る 解れば見える 見れば動く 動けば成果がある



人間と組織

- 検式賞券
- 検式賞品
- 検式謝票
- 検式要請全安
- 検式要請謝票

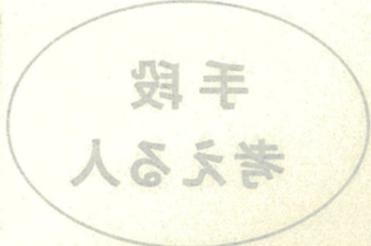


- 題目間半 1
- 目々 3
- 目々 1
- 日 1



- 式直主
- 式封部
- 式表野

- 式籍意
- 式籍味
- 式謝封
- 式謝謝



てー小で掛T

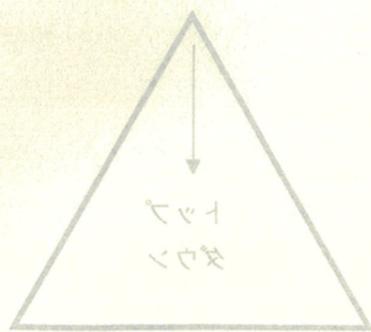
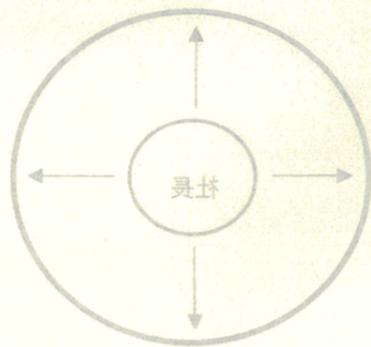
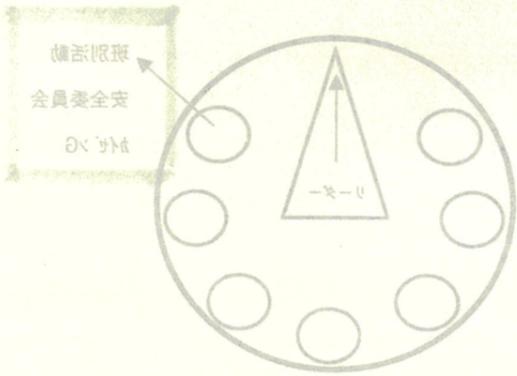
業企小中

業企大

1, 0, 1 界世

員共 1 3 0 0 ~ 1 (20%) 内以人
員共 3 0 0 以人 内

員共 3 0 0 以人 上
金本資 3 以円金 上



小業困業小
式くが
式働考

計人
てー小で
A B C D

△テスシ
別謝と真予
情受と懸目

- 義主界 3
- る懸き実界 3
- る見き懸界 2
- 疑語文Eイ ※
- る懸き懸界 1

疑語 謝 田 兼 ※

るあが果効がけ健 > 働制外見 する見制外種 する種制外代



安全賢費

(賢費 = 賢味 + 賢意)

考みるの賢費

詰しする賢費

人の詰を懸く賢費

理念

- 働く人の生命を、守る。
- 労災死亡事故を、ゼロにする。
- 安全リーダーを、応援する。

業務

- 安全大会・安全協議会の応援・教材販売。
- 法定安全講習・管理者研修・交通災害予防。
- 安全用品・標識・防災用品。

代表取締役 社長 辻 太朗 所長 辻 宏夫

(業務内容) (法定資格) (ネットワークする団体)

労働安全衛生法 (特別教育)	リスクアセスメント講師 (516) (建災防)	NPOミライアンス (MILLIANCE)
・職長安全衛生責任者教育	RSTトレーナー (大-9939) (大-24941) (中災防)	(社)日本産業カウンセラー協会
・安全衛生責任者教育	CFT.トレーナー (第800) (5284) (建災防)	中部ベルトエンドレス工業会
・雇入時安全衛生教育	中小企業安全衛生指導員 (大-195) (中災防)	近畿ベルトエンドレス工業会
・危険予知.リスクアセスメント教育	安全管理.前期.後期 (大第1273.2180) (中災防)	東部ベルトエンドレス工業会
・自由研削砥石教育	産業カウンセラー (社団法人日本産業カウンセラー協会)	中部RSTトレーナー研究会
・丸ノコ安全教育	THP心理相談員 (S190-0305) (中災防)	愛知県電気工事業工業組合
・酸欠予防教育	KYK (プロ研) (第96-29) (中災防)	(社)中央労働災害防止協会
・有機溶剤教育	粉じん作業インストラクター (東-1214) (中災防)	建設業災害防止協会
・石綿作業教育	有機溶剤業務従事者教育インストラクター (大-455) (中災防)	(社)名古屋南労働基準協会
・粉じん作業教育	ダイオキシン類特別教育講師 (23-081) (中災防)	(社)愛知県産業資源循環協会
・振動工具取扱特別教育	石綿取扱い作業従事者特別教育講師 (第1631) (建災防)	静岡県中小企業団体中央会
・フルハーネス特別教育	酸欠欠乏危険作業作業主任者 (第608401号)	協同組合 浜松技術工業団地
社員研修	振動工具取扱作業講師 (第21-015)	沼津工業団地協同組合
・新入社員安全教育	粉じん作業講師 (第21-014)	長泉工業団地協同組合
・監督者研修	防災まちづくりアドバイザー (愛知県20-061号)	公益財団法人 オイスカ
・メンタルヘルス研修	フルハーネス 特別教育 (000-67.建災防)	愛知中小企業家同友会
・コミュニケーション研修		(社)名北労働基準協会
・交通災害予防研修		(社)岐阜労働基準協会
安全コンサル業務		(社)日本経営協会
・安全大会.企画.講習		小牧市公園緑地協会
・委員会.協会の設立.支援		津島労働基準協会
・安全パトロールの応援		東海ツーバイ協会
・安全診断.安全指導		SMASH協同組合
		海津商工会
		安八商工会

みんなで、つくろう 安心・安全・信頼職場
 職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
 ●職場に人の和 無災害の輪 ●みんなでやろう ほめさがし

ご安全に

安全協議会の設立・計画・運営の指導
 社員研修・安全教育・安全大会の指導
(株)辻安全サービスセンター
 代表取締役 社長 辻 太朗
 〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
 TEL 0567-52-3755
 FAX 0567-52-3757
 E-mail:t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

安全衛生委員会 安全衛生協議会 を応援します。
 みんなで、つくろう 安心・安全・信頼職場

安全管理=人間観理

会社は組織で動くといわれるように、
 安全管理でも組織づくりが重要です。

安全衛生委員会 安全衛生協議会 の目的と成果

- 心** ● チームワーク(組織力)を強くして
 仕事(受注力)を増やす
- 技** ● 段取り(管理技術)を良くして
 儲け(利益率)を増やす
- 体** ● 危険予知能力(安全技術)を高めて
 災害ゼロ(信頼職場)を達成する

意識. 知識. 組織力

(株)辻安全サービスセンター
 代表取締役 社長 辻 太朗 スタッフ 辻 恵子・辻 陽子
 所長 辻 宏夫 那須野 美穂子

(株)辻安全サービスセンター

所長 辻 宏夫
〒490-1402
愛知県弥富市五斗山 2-8-1
TEL 0567-52-3755
FAX 0567-52-3757



(株)辻安全サービスセンター
代表取締役社長 辻 太朗

〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL(0567)52-3755・FAX(0567)52-3757
携帯電話090-5637-8209 E-mail:t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

専長・安全衛生責任者教育(CFT)講師(建 災 防)
リスクアセスメント講師(建 災 防)
職長教育(RST)講師(中 災 防)
産業カウンセラー(日本職安協)講師
保護員アドバイザー



facebook (会社) facebook.com/tsujianzen
facebook (個人) facebook.com/taro.tsuji2
Ameba (ブログ) ameblo.jp/anzenya/
twitter (ツイッター) twitter.com/tsujianzen

講師資格

- RSTトレーナー 大阪 9939
- CFTトレーナー 建災防 第800
- 安全衛生責任者教育 第23-68号
- 中小企業安全衛生指導員 大阪 195
- THP心理相談員 S190-0305
- KYK(プロ研) 第96-29
- 粉じん作業インストラクター 東京 1214
- 有機溶剤教育インストラクター 大阪 455
- ダイオキシン教育インストラクター 23-081
- 石綿作業教育インストラクター 建災防 第1631
- 酸欠作業主任者 第608401
- 特定化学物質主任者 第635422
- 足場の組立等作業主任者 第163201027
- トヨタ粉じん作業教育 第21-014
- トヨタ振動工具作業教育 第21-015
- フルハーネス型 墜落制止用器具 第00067号

安全教育研修の科目と時間 (安全衛生法特別教育)

○ 半日 (13:00 ~ 17:00) 研修科目 (修了証カード) 労働基準協会 受講費

1 丸ノコ取扱作業	¥8,200
2 刈払機取扱作業	¥11,500
3 振動工具取扱作業	¥8,400
4 有機溶剤取扱作業	¥10,300
5 酸欠作業従事者	¥10,300
6 粉じん作業従事者	¥9,000
7 ハーネス、墜落制止器具 (学科)	¥11,500
8 雇入時安全衛生教育	¥9,300
9 玉掛け (有資格者) 再教育 (学科)	
10 小型移動式クレーン (有資格者) (学科)	
11 フォークリフト (有資格者) 再教育 (学科)	

○ 1日 ~ 2日 (6H, 7H, 14H) 研修科目 (修了証カード) (容内 商業)

1 職長、安全衛生責任者教育	¥19,500
2 職長再教育	¥12,000
3 安全衛生責任者教育	¥12,000
4 自由研削と石作業	¥11,300
5 足場組立・取扱作業	¥8,000
6 石綿解体・取扱作業	¥10,500
7 低圧電気取扱作業	¥10,000
8 ハーネス、墜落制止器具 (学科・実技)	¥11,500

※ 職場カウンセリング (2030-0012) 産業カウンセラー 辻 宏夫

カウンセリング 個人 60分	¥25,000
ご相談 2~3人 120分	¥35,000
コーチング グループ 5~6人 3時間	¥50,000

※ 守秘義務の順守 ※ 個人、会社情報保護の尊重

みんなでつくる 安心・安全・信頼職場 安全協議会の設立・計画・運営の指導
職場に人の和、無災害の輪 みんなでやろうほめ探し 社員研修・安全教育・安全大会の指導

職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
法定特別教育、リスクアセスメント実習、メンタルトレーニング

(株)辻安全サービスセンター
代表取締役社長 辻 太朗

ご安全に

〒490-1402
愛知県弥富市五斗山 2-8-1
TEL 0567-52-3755
FAX 0567-52-3757
E-mail: t-anzen@abelia.ocn.ne.jp